

# 第 1 5 回 農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 2 4 日開会

中標津町農業委員会

令和6年9月24日、第15回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

|     |   |   |    |
|-----|---|---|----|
| 1番  | 小 | 沼 | 大  |
| 2番  | 西 | 塚 | 知也 |
| 4番  | 福 | 嶋 | 寿顕 |
| 7番  | 遠 | 藤 | 昭男 |
| 8番  | 船 | 越 | 信雄 |
| 9番  | 二 | 瓶 | 裕貴 |
| 10番 | 横 | 田 | 千秋 |
| 12番 | 田 | 中 | 洋希 |
| 13番 | 竹 | 村 | 聡  |
| 14番 | 瀧 | 本 | 和男 |
| 16番 | 中 | 村 | 正生 |
| 17番 | 笠 | 原 | 康博 |
| 18番 | 本 | 田 | 信幸 |

本日欠席した委員

|     |     |   |    |
|-----|-----|---|----|
| 3番  | 纓   | 坂 | 直俊 |
| 5番  | 山   | 下 | 幸枝 |
| 6番  | 助   | 口 | 明  |
| 11番 | 長谷川 | 孝 | 二  |
| 15番 | 後藤田 | 宏 | 幸  |

附議した案件

- (イ) 議案第72号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第76号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第15号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局 長 | 杉山 隆  |
| 農地係 長 | 吉田 佳弘 |
| 庶務係 長 | 葛西 利光 |
| 係     | 齋藤 光代 |

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、１３名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第１５回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程１「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第２４条第２項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
１番、小沼 大 委員。  
２番、西塚 知也 委員。  
以上、２名を指名致します。  
日程２「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 ８月２７日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。８月２９日に別海町生涯学習センターみなくるにおきまして、令和６年度根釧女性農業委員の会総会が開催され、会長が出席しております。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。  
日程３、議案第７２号「現況証明願いについて」を上程致します。  
（１）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
（挙手あり）小沼委員。
- 小沼委員 上程になりました議案第７２号「現況証明願いについて」（１）について説明いたします。２ページをお開きください。  
（１）１、申請人の住所、氏名。  
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。  
２、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 6,914 ㎡、利用状況、農業用施設用地。３、申請の理由。地目変更登記申請のため。４、見取図は３ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和６年９月４日、第２地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。
- 議長 説明が終わりましたので（１）の質疑に入ります。  
（全委員）「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第72号(2)について説明いたします。4ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

東京都目黒区〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積10,746㎡、利用状況、山林原野。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域外の白地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年8月27日、第2地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第72号(3)について説明いたします。6ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字西竹587番4、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積19,438㎡内3,543㎡、利用状況、山林原野。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は7ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地、および農用地区域外の白地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地、および山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年8月29日、第4地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程4、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程  
致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」(1)について説明いたします。9ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 11,765 m<sup>2</sup>、利用  
目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家  
に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移  
転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。117,000 円。6、資金  
調達の方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、6 人、農従者、3 人、  
経営地、計 1,134,141.81 m<sup>2</sup>、家畜、牛 170 頭。8、見取図は、10 ページのと  
おりです。この案件につきましては、〇〇氏の所有している農地を近隣農家に  
譲渡するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号  
には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしま  
した。以上です。

議 長 説明が終わりましたので(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説  
明をお願いします。  
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第73号(2)について説明いたします。11 ページを  
お開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 39,053 m<sup>2</sup>、

利用目的、牧草畑、他 33 筆、計 827,681 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 9 月 27 日から令和 16 年 9 月 30 日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 1,608,554 m<sup>2</sup>、家畜、牛 231 頭。7、見取図については、13 ページ、14 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、農地所有適格法人に使用貸借している農地について、再度使用貸借の設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので（2）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。（3）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
（挙手あり）田中委員。

田中委員 上程になりました議案第 73 号（3）について説明いたします。15 ページをお開きください。

（3）1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇条〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番〇、(有)〇〇〇〇場、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 41,882 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他 18 筆、計 735,400 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 9 月 27 日から令和 16 年 9 月 30 日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 886,676.60 m<sup>2</sup>、家畜、牛 187 頭。7、見取図については、17 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、農地所有適格法人に使用貸借している農地について、再度使用貸借の設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので（3）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、議案第74号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程  
致します。  
(1) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第74号「農地法第4条の規定による許可申請について(1)について説明いたします。19ページを開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。  
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。  
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、  
畑、面積24,908㎡内3,244㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設  
建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、20  
ページのとおりとなっております。本案件につきましては、農業用施設を建設  
するため申請があったものです。経営規模拡大のため、計画する施設規模から、  
現有施設用地内では不足する状況となり、一部農地を転用して建設するもの  
であります。申請面積については、3,244㎡で、令和6年8月27日に第2地  
区推進班において確認をしたところ、申請地は、既存農業用施設に隣接してお  
り、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査  
書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございま  
せんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、意見聴取致します。日程6、報告第12号「農地  
法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供し  
ます。(1) について、内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 報告第15号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。29ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名  
中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、(有)〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。  
2、許可年月日、許可番号。令和5年8月25日付、中農委5第令5-4号。  
3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的。砂採取。5、事業計画の期間。令和5年8月25日から令和6年8月24日まで。6、事業完了年月日。令和6年8月10日。7、完了検査につきましては、令和6年8月29日に第5地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。日程7、議案第75号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第75号(1)について、説明いたします。22ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。  
譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。  
譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積17,802㎡、利用目的、牧草畑、他9筆、計313,278㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため所有農地を近隣農家へ売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。17,800,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金。7、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、3人、経営地なし、家畜、牛56頭。  
8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、24ページのとおりです。  
本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有農地の一部を近隣農家に譲渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声



